

住宅改修の手引き

(介護支援専門員・工事担当業者向け)

住宅改修費支給の申請をいただく際の注意点をあげております。
不明点は必ず事前に高齢介護課にお問い合わせください。

藤井寺市 健康福祉部 高齢介護課

令和 8 年 10 月作成

目次

1.住宅改修について	
(1)住宅改修とは.....	3
(2)工事業者について.....	3
(3)支給上限額について.....	3
①介護の必要の程度が3段階上がった場合(3段階リセット)について.....	3
②転居した場合.....	5
(4)費用負担割合の基準日と支払い方法について.....	5
(5)手順について.....	6
2.工事前の申請について	
(1)提出書類について.....	7
①申請書.....	7
②住宅改修が必要な理由書.....	7
③平面図.....	9
④工事前の写真.....	9
⑤工事見積書・内訳書.....	9
⑥住宅改修承諾書.....	10
⑦代理権授与通知書.....	10
(2)着工について.....	11
(3)工事の変更について.....	11
3.工事完了後の申請について	
(1)提出書類について	
①工事完了届.....	11
②工事後の写真.....	12
③請求書・明細書.....	12
④領収書(原本).....	12
⑤領収書(写し).....	12
⑥受領委任払い届出書.....	12
(2)事前申請したが、工事を行わない場合について.....	14
4. 住宅改修費支給申請・工事完了後の書類作成に共通する留意点.....	14
5. 入院(入所)中、要介護認定申請中の方の申請について.....	14
6. 工事完了までに資格を失った場合.....	14
7. 被保険者が死亡した場合.....	15
チェック表.....	16
住宅改修Q&A.....	18

1.住宅改修について

(1)住宅改修とは

住宅改修は被保険者の自立を支援し、日常生活動作を助けるためのものです。

- ・単に老朽化したことによる補修や、日常生活に支障のない習慣や趣味嗜好、生きがいなど、生活を充実させるためのものや見栄えをよくするためのもの、リハビリ目的のものなどは対象になりません。
- ・老朽化して建て付けが悪くなった扉の交換や、習慣としていた庭作業や趣味活動、ペットの世話のためなどの目的で必要なものは住宅改修の対象外です。
- ・季節の洋服の出し入れ(衣替え)など、年に数回しか利用しないものについても、日常生活上必要なものの範囲とは言えないため対象とはなりません。
- ・ケアマネジャーは合い見積もりの説明を行ってください。(合い見積もりの提出は不要です)
- ・疾患の特性や身体能力の今後の変化を見込んで住宅改修を計画してください。
- ・必要時、聞き取りや現地訪問し詳細の確認を行うことがあります。その際はご協力をお願いいたします。

<住宅改修の対象>

- 廊下、階段、浴室などへの手すりの取付け
- 滑りの防止・移動の円滑化などのための床又は通路面の材料の変更
- 段差の解消 (固定しないものは不可)
- 引き戸などへの扉の取り替え
- 洋式便器などへの便器の取り替え

※上記改修に伴って必要となる改修(付帯工事)も対象となります

(2)工事業者について

- ・藤井寺市では、事業所登録制度などはありません。
- ・事業所の移転などの連絡や申請は不要ですが、工事前の申請と工事後の申請で事業所の住所等が変わる際は、書類の訂正が必要な場合がありますので、事前にご連絡ください。

(3)支給上限額について

- ・上限額は被保険者 1 人につき 20 万円です。
- ・使い切れれば再支給はありませんが、下記の場合に再度 20 万円までの工事ができる場合があります。

①介護の必要の程度が 3 段階上がった場合(3 段階リセット)について

- ・介護の必要の程度が 3 段階以上上がった場合に上限額は再度 20 万円となります。下記表を参考にしてください。
- ・3 段階リセットは一人 1 度きりとなります。また、介護の必要の程度が下がった場合は対象になりませんのでご注意ください。
- ・起算日は初めて住宅改修費が支給された工事の着工日です。

介護の必要の程度	要介護認定区分
第 1 段階	要支援 1
第 2 段階	要支援 2 ・ 要介護 1
第 3 段階	要介護 2
第 4 段階	要介護 3
第 5 段階	要介護 4
第 6 段階	要介護 5

最初に工事をした時の 要介護認定区分	3段階上がった 要介護認定区分
要支援 1	要介護 3・4・5
要支援 2、要介護 1	要介護 4・5
要介護 2	要介護 5

<3 段階リセットの例>

要支援1

→

要介護3

10万円工事
再度20万円まで利用可

介護保険を使った初めての住宅改修の時点から介護の必要の程度が3段階上がっているので3段階リセットに該当します。

ただし、それまでの改修の支給残高があっても上乗せはできません。

要介護3

→

要介護1

→

要介護4

工事なし
20万円工事
再度20万円まで利用可

起算日である介護保険を使った初めての住宅改修の時点から介護の必要の程度が3段階上がっているので3段階リセットに該当します。起算日は初めて要介護認定を受けた日ではありません。

要介護1

→

要介護3

→

要介護4

15万円工事
5万円工事
再度20万円まで利用可

介護保険を使った初めての住宅改修の時点から介護の必要の程度が3段階上がっているので3段階リセットに該当します。

要介護1

→

要介護4

→

要介護3

20万円工事
住宅改修せず
3段階リセット不可

介護保険を使った初めての住宅改修のときから、住宅改修を行おうとする時点での介護の必要の程度が3段階上がっていないので3段階リセットには該当しません。

要介護3

→

要支援2

→

要介護4

10万円工事
10万円まで利用可能
3段階リセット不可

一度要介護区分が下がっても、介護保険を使った初めての住宅改修のときから、住宅改修を行おうとする時点での介護の必要の程度が3段階上がっていないので3段階リセットには該当しません。

要支援1

→

要介護4

→

要介護1

15万円工事
8万円工事
12万円まで利用可能

3段階リセット

一度3段階リセットされれば20万円が上限になります。その後複数回に分けての利用も可能です。

要支援1

→

要介護3

→

要介護1

→

要介護5

20万円工事
20万円工事
住宅改修費満額使用済み
3段階リセット適用済み

3段階リセットは一人の被保険者につき1回限りです。

上限20万円

残額10万円

利用済10万円

→

~~残額10万円~~

利用済10万円

新たに上限20万円まで利用可能

要支援1

→

要介護3

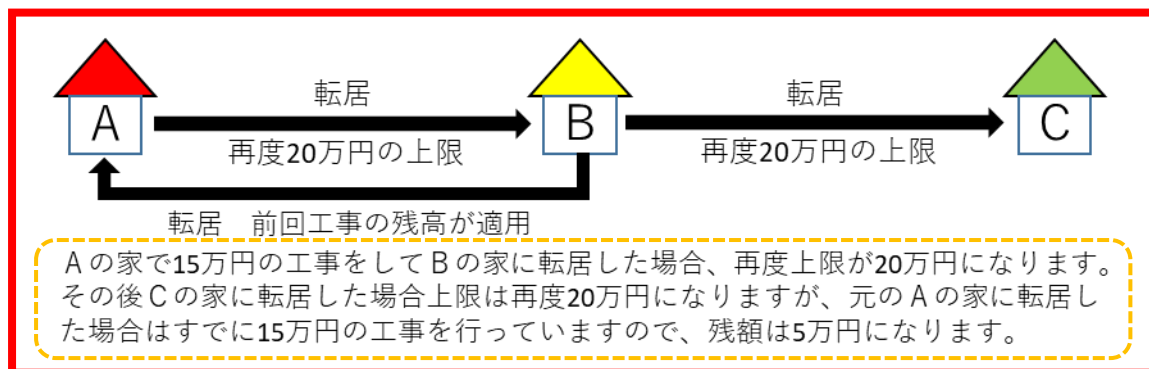
3段階リセット

3段階リセットされた場合、新たに上限が20万円になります。

それまでの工事の残額に上乗せされるものではありませんのでご注意ください。

②転居した場合

- ・転居した際も上限額は再度 20 万円となります。
- ・転居し、以前に住宅改修した家に再度転居する場合は、その住宅での支給残高が適用されます。



(4)費用負担割合の基準日と支払い方法について

- ・領収日時点での負担割合が適用されます。

必ず負担割合証と介護保険被保険者証(給付制限※が記載されています)を確認し、正しい額を領収してください。

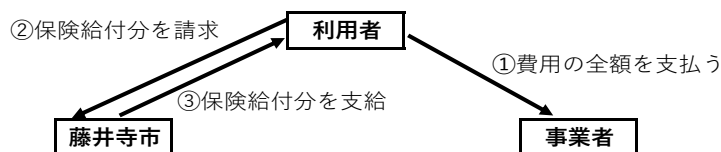
※ 介護保険被保険者証に給付制限期間の記載があれば、その期間内は給付制限がかかっているため、負担割合証に記載されている負担割合とは違う割合になります。

例えば、負担割合証の負担割合が1割と記載されていても、給付制限のかかっている期間は3割負担になります。

住宅改修の支払い方法には、償還払いと受領委任払いの2種類の方法があります。

<償還払いとは>

工事完了後、利用者が事業者に対し費用の全額を支払い、その後利用者が介護保険給付分を市に請求する支払い方法です。

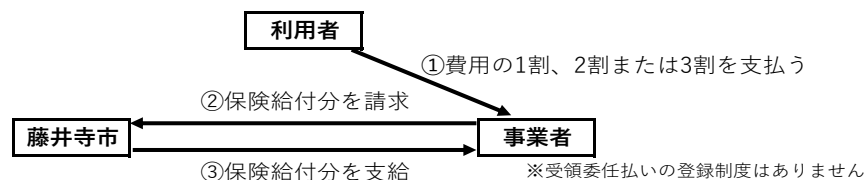


※ 工事前に提出する申請書に口座を記入してください。利用者本人以外の口座への支払いを希望する場合、代理権授与通知書が必要です。工事完了の届出を市が受理しないと支払いの手続きはできません。

<受領委任払いとは>

工事完了後、利用者が事業者に対し、費用の負担割合に応じて1割、2割もしくは3割分を支払い、事業者が介護保険給付分を利用者に代わって市に請求する支払い方法です。

ただし、入院・入所中の方や新規申請中の方、給付制限のある方は選択できません。



※受領委任払い届出書が必要です。

受領委任払い届出書の「サービス事業者の同意書兼口座振り込み依頼欄」は事業者が記入し会社代表印を押印してください。

【注意】

- ・入院入所中の方、新規申請中の方、給付制限のある方は償還払いのみとなります。
- ・償還払いで被保険者以外の口座に入金を希望される場合は「代理権授与通知書」が必要です。
- ・受領委任払いの登録制度はありません。受領委任払い届出書を提出してください。

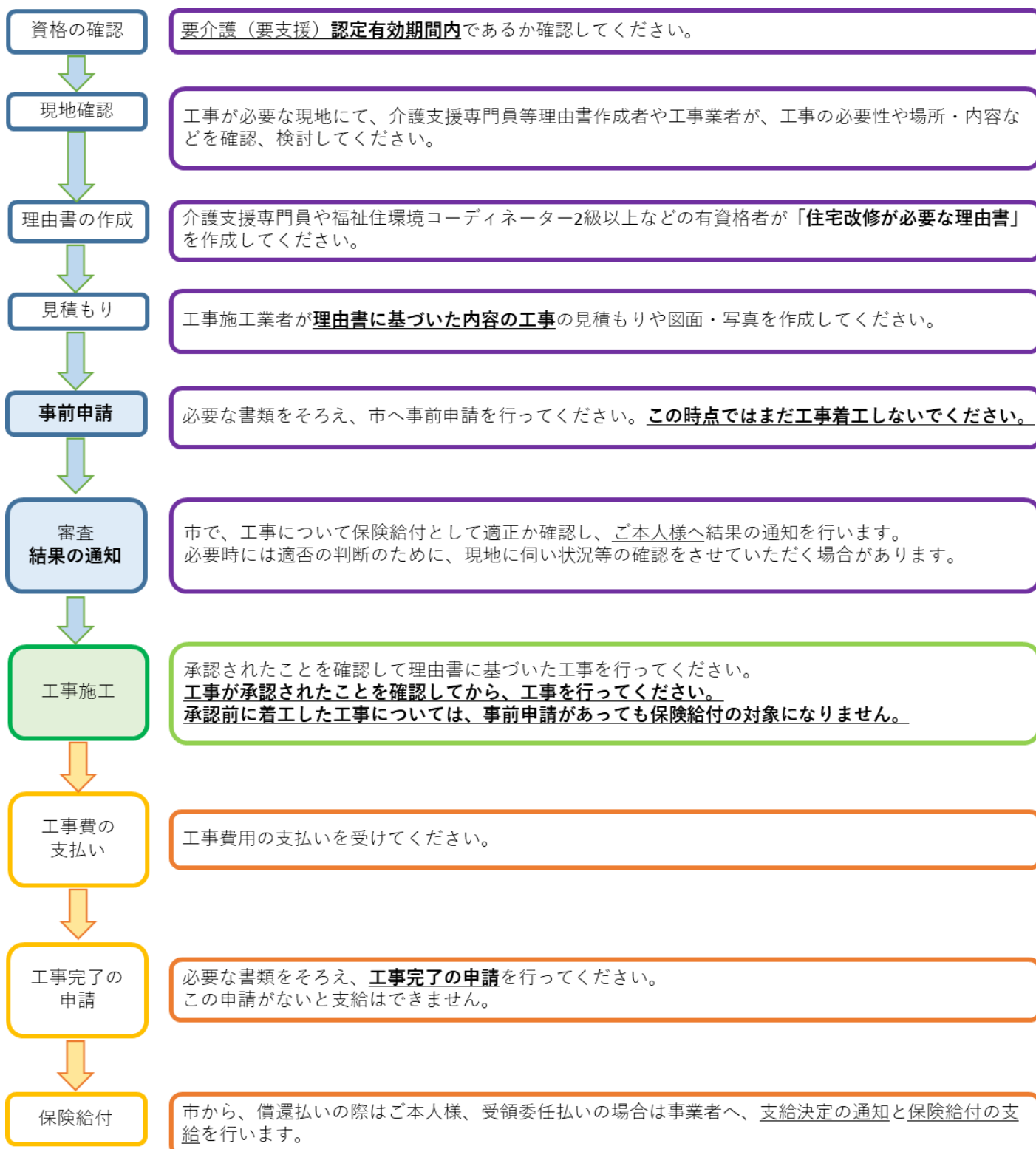
(5)手順について

・工事前に申請していただき、承認されたことを確認してから着工してください。

市が承認する前に着工した場合は、その工事の住宅改修費は支給できませんのでご注意ください。

・工事完了の申請後に介護保険給付分の支給を行いますので、工事後は速やかに工事完了の申請をしてください。消滅時効(工事費用の受領日の翌日から2年)にごご注意ください。

＜申請から給付までの流れ＞



2.工事前の申請について

(1)提出書類について

- ・以下に挙げる①～⑤(必要時⑥⑦)の書類を揃えて、工事着工前に提出してください。
- ・やむを得ない事情がある場合、工事完了の申請と同時に事前申請時に提出すべき書類を提出することも可能ですが、あくまでも手続きを行う余裕がないくらい緊急に退院が決まった場合などを指しますので「事前申請が必要なことを知らなかった」「忘れていた」などは対象となりません。後述のとおり、入院中でも事前申請を受け付けていますので、退院に向けた住環境整備のみであればやむを得ない事情に該当しません。

①申請書 (市の所定様式) <提出必須>

- ・改修費用欄には、見積書に記載されている工事費用の**総額**を記入してください。
- ・着工日、完成日は記入しないでください。
- ・償還払いの際は申請書下段に口座情報を記入してください。通帳等に記載されている金融機関コード、店舗コードも記入してください。
- ・受領委任払いの場合は申請書下段には口座情報を記入せず「受領委任払い届出書」を提出してください。

介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書			
フリガナ	フジイデラハコ	保険者番号	2 7 2 2 6 0
被保険者氏名	藤井寺花子	被保険者番号	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9
生年月日	昭和6年8月24日	性別	男・女
住所	藤井寺市岡 1-1-1	電話番号	072-939-1111
住宅の所有者	道明 寺郎	本人との関係	(家主)
改修の内容・箇所及び規模	手すり (トイレ内・トイレ出入口・階段)	業者名	フジイでら福祉用具事業所
		着工日	~~年 月 日~~
		完成日	~~年 月 日~~
どこに何の工事を行うのかをわかるように記入してください。		100,000	円
自己負担分も含めた工事の総額を記入してください。			
令和6年5月15日			
申請者	住所 藤井寺市岡 1-1-1	着工日・完成日は記入しないでください。	
	氏名 藤井寺花子	電話番号 072-939-1111	
被保険者本人の住所、氏名、電話番号を記入してください。			
居宅介護			
口座振替	償還払いの際に口座を記入してください。金融機関コード・店舗コードも記入してください。		
依頼	被保険者以外の口座への支払いを希望される場合は代理権授与通知書を提出してください。		
	受領委任払いの際はこの欄の記入は不要です。受領委任払い届出書を作成してください。		
	新規申請中・入院入所中の方は償還払いのみになります。		

被保険者氏名など、介護保険被保険者証の内容を確認し、**正しく**記入してください。

<よくある間違い>

- ・氏名の漢字が違う（異体字・旧字など）
- ・住所が違う

（梅が園町、小山藤の里町、小山藤美町、東藤井寺町、船橋町、北條町、御舟町、陵南町などの「町」が抜けている。

北條町の條が条になっている、御舟町の舟が船になっているなど。）

本人の場合は本人と記入してください。

②住宅改修が必要な理由書 (任意様式 ※参考様式あり) <提出必須>

- ・すべての工事箇所に対する理由などの記載があるか、確認してください。
- ・改修の目的、どのような工事で困難な動作や状況がどのように改善されるのか、期待できる効果などを**工事箇所ごとに具体的に**記入してください。
- ・介護支援専門員以外の方が作成する場合は、資格のわかるもののコピーを添付してください。

<住宅改修が必要な理由書(1) 例>

住宅改修が必要な理由書(1) 例

基本情報の間違いが多発しています。提出前に間違いがないか確認してください。

利用者 被保険者氏名 藤井寺 花子 年齢 80 歳 要介護認定 (該当に○) 要支援 1・2 要介護 1・2・3・4・5 性別 □ 男 □ 女

住所 藤井寺市岡1-1-1 いずれかを選択してください。

現地確認日 略さず、正しい事業所名を記入してください。 日

作成者 所属事務所 ○×ケアプランセンター 氏名 連絡先 作成者が介護支援専門員でないときは、作成者の資格を記入し、資格のわかるものの写しを添付してください。

保険者 確認 氏名 保険者記入欄ですので何も記入しないでください。お使いの書式で同様の欄がある場合、年号の間違いがないかを確認してください。

<総合状況>

利用者の身体状況 発症は不明だが、以前から変形性膝関節症があり移動時の不安定さがあった。高血圧、糖尿病で内服している。令和4年12月に玄関先で転倒し、腰椎の圧迫骨折のため2か月入院。現在も日によって強弱はあるものの腰痛が続いている。令和5年5月に脳梗塞にて3か月入院。現在も右手足の違和感があり、握力の低下と歩行時のふらつきがある。腰の痛みが強いときはできる範囲の家事を行っている。腰痛が強いときは夫に起き上がりを手伝ってもらっている。自宅内での歩行時は家具や壁などを支えに移動できるが、支え無しの立位、歩行はふらつきがあり本人も転倒への恐怖心がある。段差を超えるには支えが必要。外出時は車いすを使用している。

介護状況 (主な介護者含む) 夫と娘の3人暮らし。娘は就労しており、家事や月に1回の通院などの介助を行っている。日中は夫が介助しているが、夫も高齢であり身体的な介助が負担になっている。夫は負担だとは言っていないが、トイレの出入りや下衣の上げ下ろしができないときに夫を呼ぶのが辛い、本人が水分摂取を控えている。

住宅改修により、利用者は日常生活をどう変えたいか 手すりを取り付け排泄に係る動作を一人で言うことができることで、家族の手を借りる気遣いをせずに安全に自由に排泄できるようにしたい。排泄回数を気にして水分摂取を控える傾向にあるため、排泄を一人でできることで無理な水分制限をやめ、脳梗塞の再発に対するリスクの軽減をはかることができる。できる範囲の家事を続けたいので、安全に二階のベランダに洗濯を干しに行きたい。

生活動作に関する身体状況 (痛みや欠損なども含む) や現状どのようにその動作を行っているかを記入してください。

屋外の改修を行うときは屋外での移動方法なども記入してください。

用具の現状の利用状況と改修後の想定

改修前 改修後

スロープ

歩行器

歩行補助つえ

認知症老人徘徊感知器

移動用リフト

その他には住宅改修に係る介護保険対象外の福祉用具を記入してください。

その他

・利用者や家族が住宅改修をすることでどのように生活を変えたい (継続したい) のかを記入してください。

・「手すりを取り付け安全に移動できる」→安全に移動することで何をしたいのか、どのように日常生活を変えたいのかを記入してください。

・専門職としての判断を踏まえたうえで、総合的に記入してください。

・具体的な改修の方針や改修箇所は理由書 (2) に記入してください。

<住宅改修が必要な理由書(2) 例>

住宅改修が必要な理由書(2)

<(1)の総合状況を踏まえて、①改善しようとしている生活動作②具体的な困難な状況③改修目的・期待効果④改修項目を具体的に記入してください。>

①改善しようとしている生活動作

②①の具体的な困難な状況(…なので…で困っている)を記入してください。

③改修目的・期待効果をチェックした上で、改修のコメント(…することで…が改善できる)を記入してください。

④改修項目(改修箇所)

トイレまでの移動

トイレ出入口の出入 (扉の開閉含む)

便器からの立ち座り (移乗含む)

衣服の着脱

排泄時の姿勢保持

後始末

心身の状況や現在の動作で困っていることや介護の状況、居住環境の状況などをアセスメントし「○○なので△△で困っている」など住宅改修を行う箇所全てについて、**具体的に**記入してください。

階段昇降などはその目的も記入してください。

日常生活に支障のない習慣や趣味嗜好、生きがいづくりなどの生活を豊かにするものは対象になりません。

上記項目以外の活動の動作 (行為) を書いてください。

例> 洗濯: 洗濯干しのための移動 調理: 台所までの移動

洗濯を干すベランダが二階にあるが、階段に手すりがない。段部分に手をついて昇ることができるが、降りる際は踏み代が狭く、股部について降りることが難しい。試そうとしたことがあるが、ずり落ちそうになって夫に助けられたことがあるので、現在は夫が全て行っている。

改修の目的や、②にあげた困難な動作や状況がどのように改善されるのか、期待できる効果などを、住宅改修を行う箇所**全て**について、**具体的に**記入してください。

ただ「安全に○○できる」ではなく、工事によりどんな問題が解消されて、何ができるようになるのかを具体的に記入してください。

例えば手すりでも、段差昇降や立ち上がりの補助、歩行時の支えや立位保持の安定など複数の目的があり、それにより解消される問題やできるようになることも複数あるかと思います。省略せずに該当する内容を記入してください。

理由書 (1) の記載内容との矛盾はないか確認してください。

改修項目(改修箇所)

手すりの設置 (トイレ(ドア横、トイレ内L型))

階段)

その他欄には付帯工事などを記入してください。

等への扉の取替え

取替え

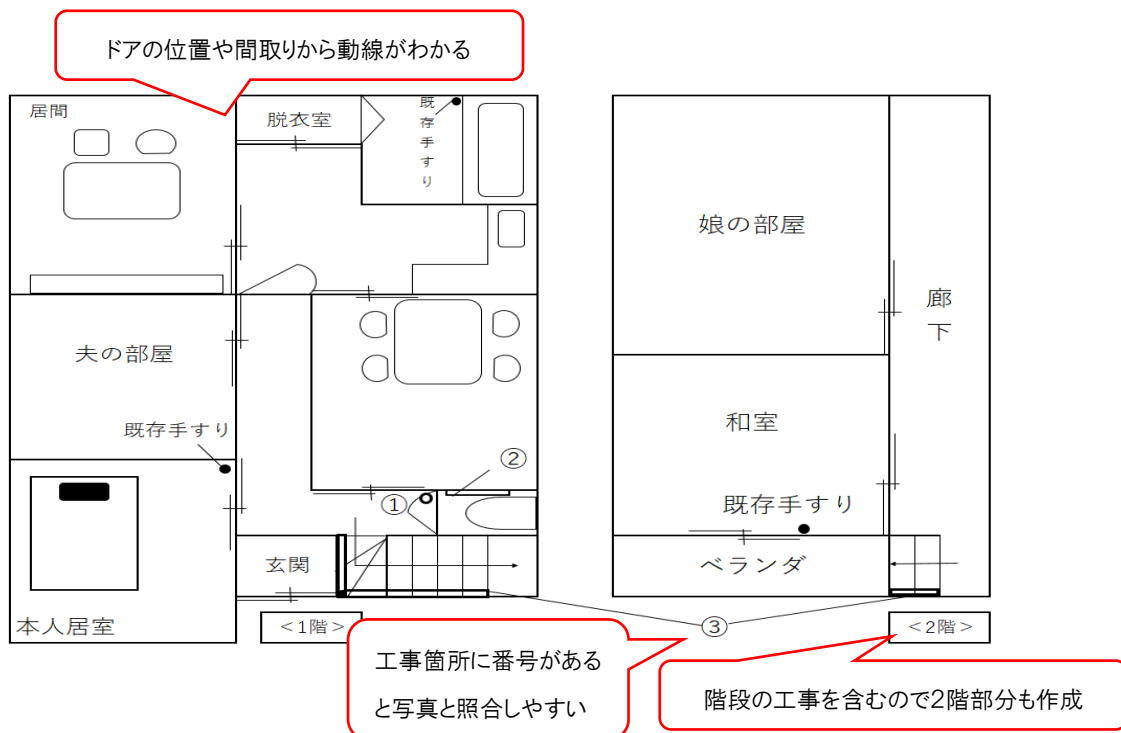
滑り防止 床材の変更

その他

③平面図（任意様式）＜提出必須＞

- ・基本的には工事を行うすべての平面図を作成してください。平面図が大きくなりすぎる場合などは、工事箇所と日常生活で使用する動線が確認できる範囲のものを作成してください。
- ・家の外構のみの改修については、家の中の詳細は不要ですが、家や出入口と工事箇所の配置や動線がわかるようにしてください。
- ・すべての工事箇所（手すりの位置など）がわかるように、平面図内に示してください。
- ・動線が複数の階にわたる場合、各階の平面図が必要です。階段の手すりの工事であれば、各階の利用する部屋の配置がわかるようにしてください。
- ・必須ではありませんが、工事箇所が複数ある場合、平面図と写真に連動する番号を付けて頂けるとわかりやすくなります。

＜平面図 例＞



④工事前の写真＜提出必須＞

- ・撮影日付が確認できるように、日付を表示する、または日付を書いたものを写りにませるなどしてください。
- ・すべての工事箇所のものがが必要です。
写真で手すりや段差解消の踏み台などの設置場所がわかるようにしてください。書き込む、テープなどを貼って写真に写りにませるなど、方法は問いません。
- ・段差解消や、段差を理由とする工事（上がり框や敷居の段差を越える、浴槽の跨ぎのために必要な手すり設置など）については、スケールなどで高さが確認できるようにした写真を添付してください。
浴槽は、浴室床と浴槽縁、浴槽床と浴槽縁の両方の高さがわかるようにしてください。
- ・暗い、不鮮明など、工事箇所の確認ができないものは受付できません。

⑤工事見積書・内訳書（任意様式 ※参考様式あり）＜提出必須＞

- ・**理由書作成後**に、理由書に基づいた工事の見積もりを作成してください。
そのため、見積書等の作成日は理由書作成日と**同日**もしくは理由書作成日より**後の日付**になります。
- ・宛名には**被保険者氏名（フルネーム）**を正しく記入してください。
- ・見積書、内訳書の書式は問いませんが、**事業所名、住所、連絡先**が確認できるようにしてください。
- ・内訳書には工事箇所ごとに、材料費、施工費を分けて記載してください。〇〇工事一式では内容が確認できません。
- ・材料費については、カタログのコピーなど費用の挙証資料があれば添付してください。
- ・介護保険対象外の工事を同時に行う際は、「介護保険**対象**工事」と「介護保険**対象外**工事」がわかるように記載してください。
- ・A4 サイズより小さい場合はA4 サイズの紙に貼り付けてください。

⑥住宅改修承諾書（市の所定様式）＜必要時＞

- ・住宅の持ち主が本人、もしくは同居親族以外の場合に添付してください。
- ・住宅の持ち主の押印が必要です。訂正時は訂正印が必要です。

藤井寺市

住宅改修承諾書

介護保険法第45条及び第57条に基づく居宅介護（介護予防）住宅改修について、私の所有する家屋の一部を住宅改修することについて承諾します。

記

住 所 藤井寺市 岡1-1-1

建物名

居住者 藤井寺 太郎 様

被保険者 藤井寺花子 （続柄 夫）

6 年 5 月 15 日

家屋所有者

住 所 藤井寺市藤井寺〇-〇-〇

氏 名 道明 寺郎

道明 印

工事を必要とする被保険者の住所を記入してください。
建物名があれば記入してください。

借受人が被保険者以外の場合は、借受人氏名と被保険者名、続柄を記入してください。

例：藤井寺 太郎（被保険者：藤井寺花子 続柄：夫）

この書類を記入した日を書いてください。

家屋所有者の押印が必要です。

⑦代理権授与通知書（市の所定様式）＜必要時＞

- ・償還払いで、本人以外の名義の口座に支払いを求めるときは提出してください。

代理権授与通知書

6 年 5 月 15 日

藤井寺市長 様

委任者（被保険者）

住 所 藤井寺市岡1-1-1

氏 名 藤井寺 花子

生年月日 大・昭・平 6 年 8 月 24 日

下記の者を代理人として、藤井寺市から支給される介護保険の保険給付分の受領を委任しましたので、通知します。

代理人

住 所 藤井寺市岡1-1-1

氏 名 藤井寺 太郎

生年月日 大・昭・平 7 年 1 月 11 日

被保険者との続柄 夫

この書類を記入した日を書いてください。

被保険者の住所・氏名・生年月日を記入してください。

被保険者の押印が必要です。

振込先の口座名義人が代理人となります。
代理人の住所・氏名・生年月日・委任者（被保険者）との続柄を記載してください。

代理人の押印が必要です。

(2)着工について

・事前申請後、被保険者(送付先変更をされている場合は変更された送付先)宛に承認の可否について通知します。この通知書は工事に対する結果であり、支給額の決定ではありません。

承認・不承認ともに通知書を送付します。

工事事業者の方は、通知書にて申請した工事が承認されていることを確認し、着工してください。

・市による承認がなく着工された場合、居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給はできません。

(3)工事の変更について

・申請承認後に工事内容に変更が生じる場合は、必ず着工前に高齢介護課に相談してください。

再申請が必要となる場合があります。

承認した工事ではないことがわかった場合、当該工事は支給対象になりませんので注意してください。

・介護保険に適さない工事と判断され不承認となった場合、居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給はできませんが、自費による工事を妨げるものではありません。

3.工事完了後の申請について

工事完了後、①～⑤(必要時⑥)の書類を揃えて提出してください。

工事費用の受領日から2年を過ぎての請求はできません。

(参考:平成14年3月1日厚生労働省老健局介護保険課並びに老人保健課発事務連絡)

(1)提出書類について

①工事完了届 (市の所定様式) <提出必須>

・申請者欄には被保険者の住所氏名を記入してください。

・改修費用は工事費用全額を記入してください。

工 事 完 了 届	
	6 年 5 月 26 日
藤井寺市長 様	
住所	藤井寺市岡 1-1-1
氏名	藤井寺 花子 印
介護保険法第45条第1項及び第57条第1項の規定に基づく居宅介護(介護予防住宅改修)について、工事が完了しましたので次のとおり届けます。	
記	
1、居宅介護(介護予防)住宅改修費	100,000 円
2、改修場所(例・風呂、廊下等)	手すり(トイレ・階段)
3、着工年月日	6 年 5 月 25 日
4、完了年月日	6 年 5 月 25 日
添付書類	
・償還払い………領収書(工事の全額)、請求明細書(工事の全額)	
工事完成写真(日付入り)	
・受領委任払い……領収書(自己負担分)、請求明細書(工事の全額)	
工事完成写真(日付入り)	

書類提出日を記入してください。

被保険者の住所、氏名を記入してください。

※工事担当者ではありません。

自費を含め、工事の総額を記入してください。

全ての工事箇所を記入してください。

工事着工日と完了日を記入してください。

②工事後の写真＜提出必須＞

- ・事前申請時と同様に、撮影日付が確認できるようにしてください。
- ・すべての工事箇所を、工事前と比較できるようにできるだけ工事前の写真と同じ角度で撮ってください。
- ・暗い、不鮮明など、工事箇所の確認ができないものは受付できません。

③請求書・明細書（任意様式）＜提出必須＞

- ・総額(10割)の金額の、請求書原本をご提出ください。
- ・A4 サイズより小さい場合はA4 サイズの紙に貼付してください。
- ・請求書の書式は問いません。事業所名、住所、連絡先が確認できるようにしてください。
- ・宛名には被保険者氏名(フルネーム)を正しく記入してください。
- ・明細書は、見積書と同様に工事ごとに材料費、施工費は分けてください。〇〇工事一式では内容を確認できません。

④領収書(原本)（任意様式）＜提出必須＞

- ・宛名には被保険者氏名(フルネーム)を正しく記入してください。
- 「償還払い」方式は10割分「受領委任払い」方式は利用者負担分が受領額になります。
支給限度額を超えた場合の計算に注意してください。
(例:支給限度額20万円で25万円の工事の際、利用者負担1割であれば、負担金は20万円の1割の2万円と超過分の5万円で計7万円となります)
- ・但し書きも記入してください。(例:「介護保険住宅改修費自己負担分」等)
 - ・確認後原本は返却します。郵送で事後申請される場合は領収書返却用に返信用封筒を同封してください。
- ＜注意＞

介護保険被保険者証、負担割合証の両方を確認し、代金を完済した日(領収日)時点での負担割合で正しい金額を領収してください。

負担割合については、お問い合わせいただいても回答できません。負担割合証等で確認してください。
なお、給付制限については介護保険被保険者証に記載されています。

⑤領収書(写し)（任意様式）＜提出必須＞

- ・領収書をA4サイズでコピーし提出してください。

⑥受領委任払い届出書(市の所定様式)＜必要時＞

- ・受領委任払いの際に必要です。
- ・登録制度はありませんので、どの事業所でも受領委任払いを選択いただけます。
- ・入院・入所中、新規申請中、給付制限中の方は償還払いのみとなりますのでご注意ください。
- ・被保険者の押印が必要です。氏名が異体字などで印鑑と違う場合(正しくは齋藤だが斉藤の印しかない場合など)は提出時にお声がけください。

・口座名義人のフリガナは漢字・ひらがな・カタカナ・アルファベットを問わず、口座名義人欄に記入いただいた名義人のフリガナを全てカタカナで記入してください。

法人名の略称は「株式会社」は「カ(カブではありません)」 「有限会社」は「ユ(ユウではありません)」 「医療法人」は「イ」など決まりがあります。

()の位置にも決まりがありますので、下記例を確認し、正しく記入してください。

＜例＞

医療法人フジイでら → **イ**フジイデラ

フジイでら有限会社 → フジイデラ**ユ**

フジイでら株式会社フジイでら福祉用具事業所 → フジイデラ**カ**フジイデラフクシヨウグジギョウショ

・令和8年8月より押印は不要になりましたが、入札等で藤井寺市に業者登録をされている事業者は、登録時の印鑑を押印してください。

住宅改修・福祉用具購入受領委任払い届出書

被保険者番号	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9										
被保険者氏名	藤井寺 花子										生年月日	昭和	6	年	8	月	24	日		
サービス事業者の所在地及び名称	藤井寺市岡1-23-456 株式会社フジイでら フジイでら福祉用具事業所																			
利用開始年月日	令和	6	年	3	月	16	日	から												
利用サービスの内容	住宅改修 ・ 福祉用具購入費																			
私が介護保険で給付を受ける上記費用の受領権をサービス事業者に委託しましたので届出します。																				
藤井寺市長 殿	被保険者 藤井寺市岡1-1-1 氏名 藤井寺 花子																			
※本人署名又は押印 電話番号 072-939-1111																				
サービス事業者の同意書兼口座振込み依頼書 藤井寺市から給付される上記被保険者様に係る介護保険給付費の受領権限については、私が被保険者から委任を受け、受任することに同意します。 なお、支給にあたっては下記の金融機関に口座振替払いをしてくださるよう依頼します。 (サービス事業者) 所在地 藤井寺市岡1-23-456 名称 株式会社フジイでら フジイでら福祉用具事業所 代表者氏名 道明 寺郎 電話番号 072-912-3456																				
振込先	銀行コード	0	0	0	0	0	0	0	0	0	口座種別	普通	口座番号	9	8	7	6	5	4	3
	藤井寺	銀行信用金庫										当座								
	支店コード	0	0	0	0	0	フリガナ	カ) フジイデラ												
	藤井寺駅前	支店	株式会社フジイでら																	
<承認の要件>①工事完了又は、納品の検収が完了していること。																				

※記入漏れがないか、確認してください※

介護保険被保険者証で情報を確認してください。

名前の漢字間違いが多く見受けられます。

異体字や旧字などにご注意ください。

← 下記のサービス事業者の所在地、名称と同じものを記入してください。

← 着工日を記入してください。

← 住宅改修に○をしてください。

← 被保険者の住所・氏名・電話番号を記入してください。

※令和 8 年 8 月より署名の際は押印不要になりました。署名ではない場合は押印が必要です。

口座名義人と事業者の関係がわかるように名称を記入してください。

口座名義人「株式会社フジイでら」の場合、事業者名称「フジイでら福祉用具事業所」では同一かの確認ができませんので、サービス事業者名称に「株式会社フジイでら フジイでら福祉用具事業所」と記入してください。

口座名義人に社名が入らず個人名「道明 寺郎」のみであれば代表者名「道明 寺郎」と同じである確認ができますので、事業所名称は「フジイでら福祉用具事業所」でも問題ありません。

← 上記のサービス事業者の所在地、名称と同じものを記入してください。

← 代表者氏名・電話番号を記入してください。※令和 8 年 8 月より押印不要になりました。

銀行名・支店名・口座種別・口座番号を記入してください。
口座種別の記入漏れが多くなりますので、ご注意ください。

※令和 8 年 8 月より銀行コード・支店コードが追加になりました。

ひらがな・カタカナ等問わず、口座名義人のフリガナを全てカタカナで記入してください。

← 口座名義人を正しく記入してください。

(2)事前申請したが、工事を行わない場合について

工事を行わないことが確定した場合、高齢介護課にご連絡ください。

取下げの書類提出は不要です。

一度取り下げた工事を再度行う場合は、再度事前申請から行ってください。

4.住宅改修費支給申請・工事完了後の書類作成に共通する留意点

- ・書類の申請者欄や見積書、領収書等の宛先は被保険者氏名です。フルネームを記入してください。
被保険者が死亡している際の宛先等については、14 ページをご確認ください。
- ・氏名は介護保険被保険者証に記載されている漢字を使用してください。
「清」「清」、「崎」「崎」、「斉」「斎」「齊」「齋」、「辺」「邊」「邊」、「恵」「恵」、「え」「ゑ」「エ」などの異体字や旧字、しんにょうの1点2点などにご注意ください。
- ・申請書類は全てA4 サイズで提出してください。特に、プリントした写真や原本を提出するA4サイズより小さいサイズの書類は、A4サイズの紙に剥がれないように貼付してご提出ください。
- ・書類の年号の間違いが散見されます。ご注意ください。

基本情報や負担割合については、必ず介護保険被保険者証・負担割合証にて確認して下さい。

5.入院(入所)中、要介護認定申請中の方の申請について

(1)入院・入所中の方

入院(入所)中であっても、退院(退所)の予定がある場合、事前申請を行うことは可能です。

工事が承認された場合、工事をしていただくことも可能です。

ただし、退院(退所)しなかった場合、住宅改修費の支給はできません。

その際は全て自費の工事になります。

工事完了後の申請については、退院(退所)後に申請してください。

(2)要介護認定新規申請中の方

要介護(要支援)認定の新規申請中の方でも事前申請を行うことは可能です。

工事が承認された場合、工事をしていただくことも可能です。

ただし、要介護(要支援)認定が「非該当(却下)」となった場合、住宅改修費の支給はできません。

その際は全て自費の工事になります。

工事完了後の申請については、要介護(要支援)認定の結果が出たあとに行ってください。

(3)要介護認定更新・区分変更申請中の方

要介護認定の更新・区分変更申請中の方でも事前申請を行うことは可能です。

工事完了後の申請については、要介護(要支援)認定の結果を待たずに行っていただいても構いません。

6.工事完了までに資格を失った場合

着工後、工事完了までに要介護(要支援)の資格を失った(要介護(要支援)認定の結果が「非該当」となった場合や死亡した)場合は、資格を有する期間に完了した部分のみが支給対象となります。

7.被保険者が死亡した場合

書類の宛先や工事完了届の届出者が変わることがありますので、以下をご確認ください。

なお、工事着工後、工事完了までに死亡した場合は死亡日までに完了した部分のみが支給対象となります。

時間経過 →					
①	工事完了	死亡	工事費用請求	工事費用領収	工事完了届出 保険給付
②	工事完了	工事費用請求	死亡	工事費用領収	工事完了届出 保険給付
③	工事完了	工事費用請求	工事費用領収	死亡	工事完了届出 保険給付

①工事完了後死亡し請求日が死亡日以降の場合

請求書・領収書は「被保険者の相続人代表」宛になります。

届出者は「被保険者の相続人代表」となります。

②工事完了し請求後死亡し、領収日が死亡日以降の場合

請求書は「被保険者」宛になります。

領収書は「被保険者の相続人代表」宛になります。

届出者は「被保険者の相続人代表」となります。

③請求日、領収日の全てが死亡日以前で、工事完了の届出のみ死亡日以降の場合

請求書・領収書の宛先は「被保険者」となります。

届出者は「被保険者の相続人代表」となります。

◆「被保険者の相続人代表」の名前の書き方◆

被保険者(死亡者)が 藤井寺太郎 さん

相続人代表者が 藤井寺花子 さんの場合

「藤井寺太郎 相続人代表 藤井寺花子」とご記入ください。

「相続人代表」と書かれていないと、関係がわかりません。

被保険者の氏名がなく、相続人代表氏名のみでは提出しないでください。

<事前申請> 作成は任意です。チェック表の提出は不要です

◆ 申請書（市の所定様式）	
	記入漏れなく、必要な項目が記載されている。
	被保険者の氏名、住所、生年月日などの基本情報が被保険者証と一致している。 漢字・フリガナの間違いがない。異体字や旧字を正しく記入している。
	申請日は添付書類の日付以降の日になっている。
	改修箇所の名称が他の書類と一致している。
◆ 理由書（任意様式）	
	被保険者の氏名、住所、生年月日などの基本情報が被保険者証と一致している。
	身体状況や改修箇所の問題点等が具体的に記載されている。
	工事箇所すべてに対しての理由が記載されている。
	入院（入所中）の場合退院（退所）予定や見込みが記載されている。
	現地確認日と作成日が記載されている。
◆ 平面図（任意様式）	
	工事範囲の階全体のもの（動線確認できるもの）で工事箇所が確認できる。
	図面内に工事箇所を示している。
	理由書の内容と一致している。
◆ 写真	
	すべての工事箇所の写真がある。
	写真で撮影日付が確認できる。（日付機能がない場合は日付を記載したボードなどが一緒に写っている。）
	写真内に工事箇所を示している。
	鮮明で、写真上で工事箇所が容易に確認できる。
	段差などを理由とする際はスケールを当てた写真がある。
	A4サイズより小さな用紙にプリントした場合はA4サイズの紙に貼り付けている。
◆ 見積書・内訳書（任意様式）	
	被保険者（フルネーム）宛になっている。
	「工事一式」などの記載ではなく、明細で工事内容（種類・箇所など）が確認できる。
	見積もり日が理由書作成日と同日もしくは作成日以降になっている。
	介護保険支給対象外工事が含まれている場合、支給対象工事と対象外工事が確認できる。
	社名や住所等が記載されている。
	見積もりの計算が合っている。
◆ 住宅改修承諾書（市の所定様式）	
	住居所有者が被保険者本人、同居親族以外の場合に必要。住宅所有者の署名捺印が必要。
◆ 代理権授与通知書（償還払いで被保険者以外の口座への支払いを希望する時）（市の所定様式）	
	記載内容に間違いがなく、それぞれの押印がある。

市の所定様式については、藤井寺市のホームページに掲載しておりますのでご確認ください。不明点は必ず事前にお問い合わせください。

<事後申請> 作成は任意です。チェック表の提出は不要です

◆ 工事完了届（市の所定様式）	
	工事着工・完了日の間違いがない。
	全ての工事箇所を記載している。
	改修費用の間違いがない。
◆ 写真	
	すべての工事箇所のものがある。
	写真で工事完了が確認できる。
	鮮明で工事箇所が容易に確認できる。
	A4サイズより小さな写真用紙にプリントした場合はA4サイズの紙に貼り付けている。
◆ 請求書・明細書（原本）（任意様式）	
	被保険者宛（フルネーム）になっている。
	工事費用の全額が記載されている。 請求時に被保険者が死亡している場合、宛名は相続人代表者宛（フルネーム）になっている。
	工事一式ではなく、明細で工事内容が確認できる。
	事前申請時の見積もりと一致している。
	写真の工事内容と一致している。
	領収書の金額と一致している。
◆ 領収書（原本）（任意様式）	
	被保険者宛（フルネーム）になっている。 領収時に被保険者が死亡している場合、宛名は相続人代表者宛（フルネーム）になっている。
	負担割合は被保険者証、負担割合証で確認し、正しい額を領収している。
	但し書きに介護保険住宅改修工事であることが明記されている。
	領収日は工事完成日以降の日付である。
◆ 領収書（写し）	
	鮮明で内容が容易に確認できる。
	A4サイズにコピーしている。
◆ 受領委任払い届出書（受領委任払い時）（市の所定様式）	
	記入漏れなく、必要な項目が記載されている。
	被保険者の氏名、住所、生年月日などの基本情報が被保険者証と一致している。 漢字・フリガナの間違いがない。
	利用開始年月日は着工日を記載している。

市の所定様式については、藤井寺市のホームページに掲載しておりますのでご確認ください。不明点は必ず事前にお問い合わせください。

住宅改修Q&A

＜手続きについて＞

Q 事前申請、工事完了後の申請はそれぞれ何が必要か。

A 事前申請については 7～10 ページ、工事完了後の申請については 11～13 ページを確認してください。

Q 被保険者の費用負担はいくらになるか。

A 負担割合証、介護保険被保険者証の二つを確認してください。
負担割合などについては、問い合わせいただいてもお答えはできません。
介護保険被保険者証に給付制限について記載がある場合、その期間は負担割合証に記載の負担割合とは異なりますので注意してください。

Q 住宅改修費を上限の 20 万円まで使い切ったが、他に補助はないか。

A 介護保険制度では住宅改修費の支給以外にはありません。ただし、介護の必要の程度が 3 段階上がった場合や転居した場合に再度上限の 20 万円まで支給できることがあります。3～5 ページを確認してください。

Q 工事完了後の届出はいつまでにすればいいか。

A 期間の定めはありませんが、領収日の翌日から 2 年で消滅時効を迎えますのでご注意ください。

＜住所地と居住地が異なるときの住宅改修＞

Q 住所地と居住地が異なるが、住宅改修費の支給は可能か。

A 対象となりません。
工事が可能なのは「居住している住所地」です。同市内でも同じく対象となりません。

Q 一時的に子供の家に住んでいるが、住宅改修費の支給は可能か。

A 対象となりません。
工事が可能なのは「居住している住所地」です。この場合、現に居住していても住所地ではないため、支給対象とはなりません。

Q 現在有料老人ホームに入所中だが、時々自宅に帰る。住所地は自宅だが、住宅改修費の支給は可能か。

A 対象となりません。
工事が可能なのは「居住している住所地」です。今回のケースでは生活の場は施設と考えられます。
一時帰宅のための工事は対象となりません。

Q 現在ロングショートで入所中だが、時々自宅に帰る。住所地は自宅だが、住宅改修費の支給は可能か。

A 対象となりません。
今回のケースでは生活の大半を施設で過ごしていることから、上記同様に判断されます。

Q 特定施設に入所中だが、住宅改修費の支給は可能か。

A 特定施設、グループホームは高齢者に適した住環境となっているはずですが。
そのため、基本的には住宅改修を行うことを想定していません。
ただし、身体状況により個別の対応が必要な場合や、特段の事情がある場合は認められることもあります。

＜集合住宅・賃貸住宅の住宅改修＞

Q 賃貸住宅の工事の住宅改修費の支給は可能か。

A 住宅所有者の同意があれば対象となります。ただし、原状回復工事の費用は支給対象とはなりません。

Q 集合住宅の共用部分の工事の住宅改修費の支給は可能か。

A 基本的には対象となりません。ただし、個別の状況を踏まえて検討しますので、随時高齢介護課にご相談ください。

＜手すりの工事＞

Q 既存の手すりがあるが低すぎるので、外して位置を変更したいが住宅改修費の支給は可能か。

A 対象となります。本人の身体状況にあわせて位置を変更する場合は支給対象となります。

Q 手すりがあるが壊れて外れそうになっている。取付け位置の変更はないが住宅改修費の支給は可能か。

A 対象となりません。補修は住宅改修の対象とはなりません。

Q 家族のなかでの役割として担っている庭の手入れを行うために手すりが欲しい。住宅改修費の支給は可能か。

A 対象となりません。日常生活に支障が生じない行為のため支給対象にはなりません。

Q 2階に趣味の絵を描きに行くために階段に手すりが欲しい。住宅改修費の支給は可能か。

A 対象となりません。趣味活動のための工事は住宅改修の対象とはなりません。

Q 2階にある季節の衣類の出し入れのために階段に手すりが欲しい。住宅改修費の支給は可能か。

A 対象となりません。年に数回しか利用しない手すりは日常生活上必要なものに範囲とは言えず、住宅改修の対象とはなりません。

Q 玄関の出入りより安全なので勝手口から出入りしているが段差部分に手すりが欲しい。住宅改修費の支給は可能か。

A 必要性があれば対象となります。

Q 円柱形ではなく棚状の手すりがほしい。住宅改修費の支給は可能か。

A 身体状況により、握りにみができず安全に使用することができないなどの理由があれば対象となります。理由については「住宅改修が必要な理由書」に選定した理由を記載してください。

Q 扉の開閉ができなくなるのは困るので、跳ね上げ式の手すりを付けたい。住宅改修費の支給は可能か。

A 必要性があれば対象となります。

Q 手すり取付けのための下地補強や壁紙の張り替えは住宅改修費の支給対象となるか。

A 付帯工事として支給対象となります。ただし、対象となるのは必要最小限の範囲です。全体の壁紙を張り替える際は、面積按分し費用を算出してください。

＜滑りの防止・移動の円滑化などのための床又は通路面の材料の変更の工事＞

Q 浴室の床が滑るので変えたい。ユニットバスに変えたいが、住宅改修費の支給は可能か。

A 床部分のみ住宅改修の対象となります。壁や天井などは対象とはなりません。見積もり書作成の際に、介護保険対象工事部分と介護保険対象外工事部分を分けて明確に記載してください。

Q 家の中を車いすで移動するので畳の床をフローリングに変えたい。住宅改修費の支給は可能か。

A 理由があれば対象となります。ただし、畳が古くなった、摩耗したなどの理由は対象になりません。

＜段差の解消の工事＞

Q 段差解消のために電動リフトを設置したいが、住宅改修費の支給は可能か。

A 対象になりません。住宅改修の対象を確認してください。

Q 段差解消のためにスロープ・踏み台を設置したいが、住宅改修費の支給は可能か。

A 固定するものは対象になります。移動できるものは対象になりません。

＜引き戸などへの扉の取り替えの工事＞

Q 浴室のドアを折れ戸にしたい。住宅改修費の支給は可能か。

A 必要があれば対象となります。

Q ドアが右開きだが、身体状況から左開きに替えたい。住宅改修費の支給は可能か。

A 対象となります。

Q 建て付けが悪くなってドアが開きにくいので取り替えたい。住宅改修費の支給は可能か。

A 対象になりません。補修は住宅改修の対象とはなりません。

＜洋式便器などへの便器の取り替えの工事＞

Q 和式便器にかぶせて洋式便座になるものに替えたいが、住宅改修費の支給は可能か。

A 固定しないものは対象になりません。福祉用具購入対象となります。

Q 現在洋式便器だが、便座が低いので新しい洋式便器に替えたい。住宅改修費の支給は可能か。

A まずは福祉用具購入の補高便座などを検討してください。補高便座でも対応できない場合はご相談ください。

＜その他＞

Q 拘縮がひどく水道の蛇口が開けられないので開けやすいものに替えたいが、住宅改修費の支給は可能か。

A 対象になりません。住宅改修の対象を確認してください。

Q 溝の上のグレーチングが壊れていて転倒の危険があるので同じものと交換したいが、住宅改修費の支給は可能か。

A 対象になりません。修繕は住宅改修の対象になりません。

Q 洗面台が身体状況的に使いにくいので違う場所に移す工事をしたいが、住宅改修費の支給は可能か。

A 対象になりません。住宅改修の対象を確認してください。

Q 家族が大工で工事を行う予定だが、住宅改修費の支給は可能か。

A 住宅改修の材料を購入し家族が工事を行う場合は、材料購入費のみ住宅改修費としての支給対象になります。工事費用等は支給対象になりません。

Q 工事をしている手すりの追加を依頼された。どうすればいいか。

A 住宅改修には必ず事前の申請が必要です。
追加の工事について事前申請を行い、承認をうけてから着工してください。
申請・承認なく工事した場合は支給対象にはなりません。

Q 工事をしている手すりを減らすよう依頼された。どうすればいいか。

A その時点で高齢介護課に相談してください。
状況によっては申請内容が変わるため事前申請から必要となる場合があります。

Q 工事をしている手すりを縦から横に変更するよう依頼された。どうすればいいか。

A その時点で高齢介護課に相談してください。
状況によっては申請内容が変わるため事前申請から必要となる場合があります。

<死亡した場合、退院(退所)しなかった場合>

Q 在宅で生活している被保険者が複数日にわたり工事している途中で亡くなった。どうすればいいか。

A 死亡日までに完了している部分までが住宅改修費の支給対象になります。

Q 入院中に工事が完了したが、病院からそのまま施設に入所した。どうすればいいか。

A 介護保険の住宅改修費の支給対象とはなりません。全額被保険者負担となります。
事後の申請は行わずに高齢介護課に連絡してください。

Q 入所中に工事を行っていたが、退所せずに亡くなった。どうすればいいか。

A 介護保険の住宅改修費の支給対象とはなりません。全額被保険者負担となります。
事後の申請は行わずに高齢介護課に連絡してください。